

東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会部会規程

制定 令和4年10月18日

(目的)

第1条 東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、事業及び会務の運営を円滑にするため会則第9条第8項の規定に基づき、この規程を定める。

(構成)

第2条 部会は次のとおり設置する。

① テーマ別検討会

2 実行委員会の委員長（以下「委員長」という）が必要と認めたときは、上項に規定する部会以外の特別な目的をもった部会を随時設置し、又は解散することができる。

(任務)

第3条 部会は、専門的事項について、実行委員会の運営に参画し、又は委員長の諮問に応じ、意見を具申するものとする。

(所管事項)

第4条 部会の所管事項は、次のとおりとする。

① テーマ別検討会

イベントのテーマごとの企画検討。

(任期)

第5条 部会委員は実行委員会委員が兼ねるものとする。

2 任期は、実行委員会委員の在任期間とする。

附 則

この規程は、令和4年10月18日から施行する。